

## 電動裁断機仕様書

1. 調達件名 電動裁断機賃貸借契約
2. 数量 1台
3. 契約期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月：地方自治法234条の3に基づく長期継続契約）ただし、契約締結日の翌日から令和8年6月30日までは、準備期間とし無償とする。
4. 設置場所 佐野市役所6階 印刷室

### 5. 電動裁断機仕様

#### (1) 機種

厚生労働省が定める型式検定に合格した安全装置を装備し、かつ、次に掲げる機能以上を有する機種とする。

【見積参考品】 ホリゾンAPC-450

#### (2) 規格

- ①寸法：幅 850 mm × 奥行 905 mm×高さ 1,400 mm以内
- ②最大裁断巾：450 mm以上 最大裁断厚：60 mm以上 最小裁断奥行：40 mm以下  
最大裁断奥行：450 mm以上
- ③電源：AC100V
- ④テンキーによる寸法入力ができ、0.1 mm単位の微調整が可能であること。
- ⑤裁断寸法等の設定をメモリー登録でき、瞬時に呼び出す機能があること。
- ⑥エリアセンサーを標準装備していること。
- ⑦用紙の固定がギア式自動締めであること。
- ⑧フットプレスが搭載され波打ちやカールした用紙も確実に断裁できること。
- ⑨LED光により長期間にわたり断裁位置が確認できること。
- ⑩構成部品等の製造拠点が日本国内にあり、生産終了後も部品供給が10年間以上可能であること。
- ⑪その他：納品時に当初の消耗品等は付属すること。導入から1年間は無償補償期間とすること。使用上、専用の架台を要する場合は、これを付属すること。裁断刃交換工具を装備していること。

※上記以外にも機能上必要な設備が整っており、契約期間内の使用に十分耐え得る機種であること。

## 6 契約金額について

契約金額には次の経費を含むものとする。

- (1) 電動裁断機の賃借料
- (2) 電動裁断機の搬入、設定及び既存の電動裁断機(マイツ CE-4855)の撤去費用
- (3) 替刃1本

※60か月分の本体及び付属品の借上料(税抜)をお見積もりください。

## 7 修理点検等について

- (1) 修理の対応時間については月曜から金曜日(祝日及び閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし機器類の停止等を伴う場合はこの限りではない。
- (2) 作業員は、電動裁断機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門技術員とする。
- (3) 修理点検等の依頼があった場合、概ね2時間以内に作業を開始すること。
- (4) 電動裁断機に頻繁に故障が生じ、正常な状態で使用できない場合には、乙は、速やかに代替機を配置すること。
- (5) 電動裁断機の状態を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

## 8 賃借料の支払方法

支払いは毎月払いとし、毎月初めに前月分の賃貸料を佐野市に請求するものとする。佐野市は適法な支払い請求書を受理した後30日以内に賃借料を指定の銀行口座へ振込む。

## 9 その他

- (1) 賃貸借期間満了後は、返却又は再リースの契約を別途行うものとする。
- (2) アフターサービス及びメンテナンスの体制表を提出すること。